平成２９年（フ）第１６号
新潟市東区粟山３丁目１番11号　ハイツ遠藤103号、前住所新潟県佐渡市八幡町249番地１
債務者　川端　　一
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
新潟地方裁判所佐渡支部破産係

平成２９年（フ）第５５号
岐阜県恵那市長島町永田716番地142
債務者　粟田　敏治
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第７８号
岐阜県中津川市駒場433番地の１　フォンターナＢ201
債務者　加治佐誠一
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第３２６号
愛知県碧南市中後町２丁目39番地２
債務者　竹林　　浩
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３３２３号
大阪府寝屋川市高宮栄町19番１号
債務者　中川　純子
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３９６号
大阪府豊中市服部本町５丁目２番３―206号
債務者　木頃　博巧
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７８０号
大阪府池田市畑１丁目18番26号　101号室
債務者　小西　真也
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７８１号
大阪府池田市畑１丁目18番26号　101号室
債務者　小西　基子
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８０８号
大阪市北区鶴野町４番Ａ―119号
債務者　豊田正一こと　朴　　正一
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８９２号
大阪府東大阪市若江本町２丁目２番９号
債務者　赤見　貴子（旧姓鮫島）
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９２０号
大阪府豊中市服部南町３丁目10番40―203号
債務者　黒酢時こと　長谷川太志
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９９１号
大阪府枚方市北中振３丁目45番23号　コーポ北中振405号、住民票上の住所大阪府高槻市柱本新町８番Ａ７―502号
債務者　竹中　優子
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０２６号
大阪市西成区松２丁目３番23号、前住所大阪市西成区橘３丁目10番17号
債務者　松村　容子（旧姓住友）
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０６２号
大阪市淀川区加島４丁目５番３―416号
債務者　綱野　亜美
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１２７号
大阪府守口市藤田町３丁目３番６―302号、前住所大阪府守口市大久保町２丁目18番５―103号
債務者　西垣　風汰
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２６１号
大阪府寝屋川市小路北町11番13号（201号）
債務者　冨永美由紀
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４７３号
大阪府茨木市真砂１丁目23番１号　ヴィベール壱番館　201号
債務者　諸岡　麻実
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部